

船橋市介護予防ケアマネジメント業務委託契約書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

船橋市(以下「発注者」という。)

と(以下「受注者」という。)とは、船橋市介護予防ケアマネジメント委託業務(以下「委託業務」という。)について、次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(委託内容)

第1条 発注者は、本契約書により介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第58条第1項に規定する指定介護予防支援(以下「介護予防支援」という。)及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業(以下「介護予防ケアマネジメント」という。)について、法第115条の23第3項及び同条の47第5項の規定により当該業務を委託し、受注者はこれを受託する。

(実施方法)

第2条 発注者は、受注者に対し、介護予防支援の対象者及び介護予防ケアマネジメントの対象者を介護予防ケアマネジメント業務依頼書(以下「依頼書」という。)により通知する。なお、当該対象者が要支援認定者の場合は、利用者基本情報、認定調査結果及び主治医意見書を併せて受注者に交付し、介護予防・生活支援サービス事業対象者の場合は、利用者基本情報、基本チェックリスト及び船橋市版アセスメントシートを併せて受注者に交付する。

2 受注者は、前項の規定により通知された介護予防支援対象者及び介護予防ケアマネジメント対象者に対し、依頼書の記載内容に従い介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施する。

3 受注者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うに当たり、あらかじめ介護予防サービス・支援計画書を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

4 受注者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行ったときは、サービス利用票及びサービス利用票別表、個別サービス計画書を、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行った月の翌月の発注者の定める期日までに、発注者に提出する。

5 受注者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの評価の確認を受けるため、発注者の指定する期日までに、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表を発注者に提出する。

(受託者の義務)

第3条 受注者は、その事業所に従事する介護支援専門員に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行わせるものとする。

2 受注者は、受託業務の開始に際しては、あらかじめ、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに従事する介護支援専門員に係る名簿及び前項の資格を証する書類の写しを、発注者の求めに応じて提出するものとする。

3 受注者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに従事する者に対して、その研修の機会を確保し、その資質の向上に努めるものとする。

(委託料)

第4条 発注者は、委託業務の実績に応じた委託料を受注者に支払う。

2 受注者が介護予防支援を実施したことにより発注者が支払う委託料の額は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第129号)の規定に基づき算定された額と同額(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

3 受注者が介護予防ケアマネジメントを実施したことにより発注者が支払う委託料は、船橋市介護予防ケアマネジメント事業の実施に関する要綱に規定される介護予防ケアマネジメント事業費と同額(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(委託料の支払い)

第5条 受注者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行ったものについて当月分として取りまとめのうえ、発注者が指定する請求書式により発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求書を受理したときは、その日から30日以内に、受注者に対し当該請求に係る委託料を支払うものとする。

3 発注者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る委託料の支払事務を千葉県国民健康保険団体連合会に委託することができ、委託した場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、受注者は請求書の提出を要せず、前項の規定にかかわらず、千葉県国民健康保険団体連合会が介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る委託料を発注者が定める期日までに受注者に支払うものとする。

(契約期間)

第6条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(業務委託の調査等)

第9条 発注者は、必要と認めるときには、受注者に対して委託業務の実施状況につき、報告を求め、又は調査し、若しくは指導することができる。

(委託業務内容の変更等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。損害額は発注者受注者協議して定める。

(事故が発生した場合の措置)

第11条 受注者は、委託業務の実施に関して事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに発注者にその状況を直ちに報告し、その指示を受けるものとする。

(守秘義務の遵守)

第12条 受注者及び介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに従事する者は、業務上知り得た個人に関する情報その他の秘密を漏らしてはならない。

2 前項に係る事項につき、受注者並びに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに従事する者は、発注者が指定する誓約書を作成し、提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 受注者は、委託業務の実施(個人情報の漏洩等を含む。)に関して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとし、その額は、発注者受注者協議のうえ定める。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約を解除することができる。

(1) 船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年船橋市条例第58号)に規定する基準及び船橋市介護予防ケアマネジメント事業の実施に関する要綱第10条に規定する基準に抵触し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。

(2) 指定居宅介護支援事業所の指定を取り消されたとき。

(3) 船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条第1号二による承認が取り消されたとき。

(4) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(5) その他、当事者間の信頼関係を著しく損なう等、本契約を継続しがたい事由が生じたとき。

(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項各号の規定により契約を解除した場合において、受注者が偽りその他不正の行為により第4条に規定する委託料の支払いを受けたときは、その支払った額を返還させるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 受注者は、委託業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。

(2) 業務目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(3) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。

(4) 委託業務に従事する者に対し、委託業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、委託業務に従事する者の監督を適切に行わなければならない。

(5) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。

(6) 委託業務を第三者に再委託してはならない。

(7) この条に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

(8) 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏えい又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。

(補足)

第16条 この契約に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者)

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市

船橋市長 松 戸 徹

(受注者)